

名教委教訓令第 2 号

事 務 局
各 公 所

教育次長以下代決規程（平成12年名教委教訓令第 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 7 年 3 月 31 日

名古屋市教育委員会教育長 坪 田 知 広

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
（この規程の趣旨） 第 1 条 この規程は、事務の適正かつ能率的な運営を図るため、<u>教育次長、学校づくり推進監（以下「監」という。）</u>、部長、公所の長、課長及び課長補佐の責任及び代決権限を定めるものとする。 （共通代決権限事項等） 第 4 条 教育次長<u>及び監</u>の代決権限事項並びに部長、公所の長及び課長の共通代決権限事項は、別表第 1 のとおりとする。 2 （略） （臨時代決） 第 6 条 （略） 2 前項の場合において、教育次長が欠けたとき又は教育次長に事故があるときは、前項の選考について、<u>監</u>が代決することができる。 3 <u>監が欠けたとき又は監に事故があると</u>	（この規程の趣旨） 第 1 条 この規程は、事務の適正かつ能率的な運営を図るため、教育次長、部長、公所の長、課長及び課長補佐の責任及び代決権限を定めるものとする。 （共通代決権限事項等） 第 4 条 教育次長の代決権限事項並びに部長、公所の長及び課長の共通代決権限事項は、別表第 1 のとおりとする。 2 （略） （臨時代決） 第 6 条 （略） 2 前項の場合において、教育次長が欠けたとき又は教育次長に事故があるときは、前項の選考について、<u>主管の部長（鶴舞中央図書館長、博物館副館長、美術館副館長、科学館副館長及び教育センター所長を含む。）</u>が代決することができる。

きは、その代決権限事項について、<u>教育次長が代決することができる。</u> <u>4</u> (略) <u>5</u> 前項の場合において、課長が欠けたとき又は課長に事故があるときは、<u>監（監が置かれていない場合は教育次長）</u>が代決することができる。 <u>6～10</u> (略) 第7条 前条第1項、<u>第2項、第4項及び第6項</u>の規定によって、臨時に代決をした者は、あらかじめその処理について承認を得た場合を除き、事後直ちに教育長又は代決権者に報告しなければならない。	<u>3</u> (略) <u>4</u> 前項の場合において、課長が欠けたとき又は課長に事故があるときは、<u>教育次長</u>が代決することができる。 <u>5～9</u> (略) 第7条 前条第1項から第3項まで及び<u>第5項</u>の規定によって、臨時に代決をした者は、あらかじめその処理について承認を得た場合を除き、事後直ちに教育長又は代決権者に報告しなければならない。
---	---

別表第1 人事・服務関係の表中

「

	教育次長及び監	部長及び鶴舞中央図書館長	公所の長（鶴舞中央図書館長を除く。）	課長	を
--	---------	--------------	--------------------	----	---

」

「

	教育次長	部長及び鶴舞中央図書館長	公所の長（鶴舞中央図書館長を除く。）	課長	に
--	------	--------------	--------------------	----	---

」

改め、同表第1号中「総務課長」を「人事課長」に改め、同表第3号から第5号までの規定中「及び監」を削り、同表第7号中「第23条」を「第22条」に改め、同表第8号から第12号までの規定中「及び監」を削る。

別表第1 財務関係の表中

「

	教育次長及び監	部長及び鶴舞中央図書館長	公所の長（鶴舞中央図書館長を除く。）	課長（公所に属する課長を除く。）	を
--	---------	--------------	--------------------	------------------	---

」

	教 育 次 長	部長及び鶴舞中央 図書館長	公所の長（鶴 舞中央図書館 長を除く。）	課長（公所に 属する課長を 除く。）	に
--	---------	------------------	----------------------------	--------------------------	---

改め、同表第 2 号中「又は監」を削り、同表第10号中「ただし、校長等にあつては学事課長に合議しなければならない。」を削り、同表第18号公所の長（鶴舞中央図書館長を除く。）の欄を次のように改める。

1 件80万円（校長等にあつては30万円）以下の補助金及び負担金の支出決定に関すること。（副館長等及び校長等に限る。）

別表第 1 事業執行関係の表及び別表第 1 全般の表中

	教育次長及び 監	部長及び鶴舞中央 図書館長	公所の長（鶴 舞中央図書館 長を除く。）	課 長	を
--	-------------	------------------	----------------------------	-----	---

	教 育 次 長	部長及び鶴舞中央 図書館長	公所の長（鶴 舞中央図書館 長を除く。）	課 長	に
--	---------	------------------	----------------------------	-----	---

改める。

別表第 1 備考第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、同表備考第 3 号中「第 5 号、第15号」を「第 5 号、第11号、第15号、第18号」に、「第 5 号及び第15号」を「第 5 号、第11号、第15号及び第18号」に改め、同号を同表備考第 2 号とし、同表備考中第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とする。

別表第 2 総務部長の項中第 1 号及び第 2 号を削り、第 3 号を第 1 号とし、同表総務課長の項を削り、同表中

教務部長	1	教育公務員特例法第17条第 1 項の規定による兼職及び他の事業等の従事の承認に関すること。ただし、学校長、幼稚園長及び教頭に係るものを除
------	---	--

	く。	を
2	教職員（学校長、幼稚園長及び教頭を除く。） の営利企業従事の許可に関すること。	
3	学校長及び幼稚園長の旅行命令（海外旅行に係 るものを除く。）に関すること。	
4	学校長及び幼稚園長の週休日の振替命令に関す ること。	
5	学校長及び幼稚園長の正規の勤務時間外の勤務 命令に関すること。	
6	学校長及び幼稚園長の休暇及び職務に専念する 義務の免除承認に関すること。	
7	学校長及び幼稚園長の部分休業の承認に関する こと。	

人事部長	1	職員（再任用短時間勤務職員に限る。）の任免及び給与に関すること。ただし、教職員課長及び学校事務センター所長の代決権限に属するものを除く。
	2	営利企業従事の許可に関すること。ただし、課長補佐以上並びに学校長、幼稚園長及び教頭に係るものを除く。
	3	教育公務員特例法第17条第1項の規定による兼職及び他の事業等の従事の承認に関すること。ただし、学校長、幼稚園長及び教頭に係るものを除く。
	4	学校長及び幼稚園長の旅行命令（海外旅行に係るものを除く。）に関すること。
	5	学校長及び幼稚園長の週休日の振替命令に関す

		ること。	
	6	学校長及び幼稚園長の正規の勤務時間外の勤務命令に關すること。	
	7	学校長及び幼稚園長の休暇及び職務に専念する義務の免除承認に關すること。	
	8	学校長及び幼稚園長の部分休業の承認に關すること。	
人事課長	1	職員（臨時的任用職員及び會計年度任用職員に限る。）の任免及び給与に關すること。ただし、教職員課長及び学校事務センター所長の代決権限に属するものを除く。	に
	2	公務災害補償の手續に關すること。ただし、教職員課長及び学校保健課長の代決権限に属するものを除く。	
	3	職員（會計年度任用職員に限る。）の育児休業及び介護休暇の承認に關すること。ただし、教職員課長の代決権限に属するものを除く。	
	4	職員に關する身分証明に關すること。ただし、教職員課長の代決権限に属するものを除く。	
	5	職員及び職員であつた者に關する各種証明に關すること。ただし、教職員課長の代決権限に属するものを除く。	
	6	職員の扶養親族の認定、住居手当の支給認定、通勤手当（これに相当する費用弁償を含む。）の決定及び改定、単身赴任手当の支給認定並びに職員に対する児童手当及び子ども手当の認定、支給の制限、支払の差止め及び不正利得金の徴収の決定に關すること。ただし、学校事務センター所長の代決権限に属するものを除く。	

	7	名古屋市職員の倫理の保持に関する条例（平成16年名古屋市条例第22号）第7条第1項による職員の贈与等報告書の受理に関すること。ただし、教職員課長の代決権限に属するものを除く。
--	---	---

」

改め、同表教職員課長の項第1号中「高等学校の事務職員を除き、」を削り、同項第2号中「（高等学校の事務職員を除く。次号から第5号までにおいて同じ。）」を削り、同表学事課長の項を削り、同表中

「

学校保健課長	1	非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任免に関すること。ただし、総務課長に合議しなければならない。
	2	非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に係る公務災害補償の手続きに関すること。

を

」

「

学校保健課長	1	非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の任免に関すること。ただし、人事課長に合議しなければならない。
	2	非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に係る公務災害補償の手続に関すること。
学事課長	1	学校等の事務の審査指導に関すること。
	2	学校運営費（学校管理費、幼稚園費、小学校職員費、中学校職員費、高等学校職員費、幼稚園職員費及び特別支援学校職員費のうち職員の諸給与関係費目を除いたものをいう。以下この項及び学校事務センター所長の項において同じ。）に係る1件1,500万円以下の財政局主管課で調達する用品の買入れの決定に関すること。

3	学校運営費に係る資金前渡、概算払及び前金払に係る監督（前渡金受領者の引継ぎに係るものを除く。）に關すること。ただし、学校事務センター所長の代決権限に属するものを除く。
4	学校運営費に係る定期的に支払う経費（財務会計総合システムの公共料金管理業務、事業系一般廃棄物処理手数料振替管理業務及び定期支払管理業務を利用して支払うものに限る。）に係る支出命令又は振替命令に關すること。
5	学校運営費に係る同一目内の各節の歳出予算流用の決定に關すること。ただし、学校事務センター所長の代決権限に属するものを除く。
6	就学義務の猶予及び免除に關すること。
7	入学準備金、入学支援金及び奨学金の支出決定に關すること。
8	名古屋市就学援助規則（平成15年名古屋市教育委員会規則第1号）第2条に規定する就学援助（これに準ずるものを含む。）に係る認定及び経費の支出決定に關すること。
9	名古屋市立高等学校授業料等減免規則（平成14年名古屋市教育委員会規則第6号）第2条第2項（第3号を除く。）の規定に基づく授業料等の減免に關すること。
10	名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する等の規則（令和元年名古屋市教育委員会規則第4号）附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる名古屋市立幼稚園授業料減免等規則（昭和47年名古屋市教育委員会規則第22号）による授業料の減免の取消し及び追徴に關すること。

に

	11	小学校、中学校、高等学校、特別支援学校及び 幼稚園の重要物品の不用の決定に関すること。
--	----	--

」

改め、同表教育センター所長の項を削り、同表学校長及び幼稚園長の項第 4 号中「ただし、学事課長に合議しなければならない。」を削る。

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。